

第1回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会

日時 平成26年1月31日(金)

午後5時～7時

場所 広島市役所9階第1会議室

次 第

- 1 開会
- 2 広島市健康福祉局高齢福祉部長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 議題
 - (1) 市民後見人の必要性・意義について
 - (2) 市民後見人を必要とする人について
 - (3) 市民後見人の役割を担う人について
 - (4) 市民後見人の育成・活用に向けた課題と対応について

- 5 閉会

配付資料

- 資料1 市民後見人の育成・活用に関する懇談会の設置について
- 資料2 広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会設置要綱
- 資料3 広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会の公開に関する取扱要領
- 資料4 広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会構成員名簿
- 資料5 懇談会における検討スケジュール(案)
- 資料6 本市等における成年後見制度の利用支援の概要
- 資料7 今後の成年後見制度の利用等の見込み
- 資料8 市民後見人の育成・活用に関する懇談会における検討内容

市民後見人の育成・活用に関する懇談会の設置について

- 認知症やひとり暮らしの高齢者の増加が加速する中、成年後見制度の需要が高まっている。
こうした状況の中、広島市高齢者施策推進プラン（平成 24 年度～平成 26 年度）では、老人福祉法の改正（平成 23 年 6 月）により後見等に係る体制の整備等に係る規定が追加されたことを受けて、市民後見の検討を位置づけている。
また、障害者総合支援法の改正（平成25年4月）により、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業が、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業に加えられた。
- このため、市民後見人の育成・活用に関する懇談会を設置し、市民後見人の育成方法やその活用方策などについて検討する。

○ 老人福祉法 【抜粋】

（後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 広島市高齢者施策推進プラン（平成 24 年度～平成 26 年度） 【抜粋】

基本方針 2 高齢者が尊厳を保ち住み慣れた地域で安全で安心に暮らしていくための支援策の充実

- (3) 権利擁護の推進
- 1 成年後見制度の普及促進

【主な取組】

○市民による後見活動について検討します

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

【抜粋】

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 五 障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

○ 地域生活支援事業実施要綱 【抜粋】

(別記5)成年後見制度法人後見支援事業

2. 事業内容

- (1) 法人後見実施のための研修
- (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- (3) 法人後見の適正な活動のための支援
- (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会開催要綱

(開催)

第1条 本市における市民後見人の育成・活用について円滑な推進を図るため、広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(開催目的)

第2条 懇談会においては、本市における市民後見人の育成及び活用に関する事項について、連絡調整及び情報交換を行う。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等に属する者

(会議)

第4条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月16日から施行する。
- 2 この要綱は、本市における市民後見人の育成・活用についての連絡調整及び情報交換を行い、懇談会としての役割を終えた日限り、その効力を失う。

広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会開催要綱第4条に基づき、同懇談会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懇談会の公開)

第2条 広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会は、これを公開し、本要領に基づき何人も傍聴できるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

2 懇談会又は議題の公開・非公開については、市長の責任において決定する。

(懇談会開催の周知)

第3条 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課は、懇談会を開催するに当たって、開催日時、場所等必要事項を記載した開催案内を作成し、原則として開催日の1週間前までに、次の方法により懇談会を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 高齢福祉課における備付け
- (2) 広島市公文書館における備付け
- (3) 審議会等の公開のホームページへの掲載

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10名とする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申し込みの受付は、懇談会の開始30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、事務局の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、事務局はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、懇談会の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該懇談会を中止する等の措置を講ずることができる。

(議事概要の作成及び閲覧)

第9条 高齢福祉課は、次に掲げる事項を記載した議事概要を速やかに作成するものとする。

- (1) 懇談会名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者氏名
 - (5) 議題（公開・非公開の別）
 - (6) 懇談会を非公開とした場合は、非公開の理由
 - (7) 傍聴人の人数
 - (8) 懇談会資料名
 - (9) 出席者の発言概要
 - (10) その他必要と認める事項
- 2 高齢福祉課は、作成した議事概要の内容を正確にするため、出席者の確認を経るものとする。
- 3 高齢福祉課は、作成した議事概要を、高齢福祉課及び広島市公文書館の所定の場所に備付け、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、平成25年12月24日から施行する。

広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会構成員名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
しみず 富美男 おみお	広島司法書士会 前会長 成年後見センター・リーガルサポート広島支部 副支部長
じんの れいせい 神野 礼斉	広島大学大学院法務研究科 教授
てしま ひろし 手島 洋	県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師
にしもと かつのり 西本 勝則	社会福祉法人広島市社会福祉協議会 事務局長
ひろもり あきこ 広森 明子	公益社団法人広島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあひろしま運営委員長
まつもと まこと 松本 亮	広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員長

懇談会における検討スケジュール (案)

時 期	検討項目
第 1 回会議 (1 月 3 1 日)	○ 市民後見人の必要性・意義について ○ 市民後見人を必要とする人について ○ 市民後見人の役割を担う人について ○ 市民後見人の育成・活用に向けた課題と対応について
第 2 回会議 (2 月中～下旬)	○ 第 1 回懇談会での懇談結果のまとめ ○ 養成講座受講者の位置付けについて ○ 市民後見人養成プロセスについて
第 3 回会議 (3 月上～中旬)	○ 第 2 回懇談会での懇談結果のまとめ ○ 活動支援体制・各機関の役割の整理について ○ その他
第 4 回会議 (3 月下旬)	予 備

本市等における成年後見制度の利用支援の概要

1 市長による成年後見人等選任の申立て

【対象】 ①②両方に該当する人

- ① 自己の財産管理・処分や医療・介護・障害福祉サービスの契約を行う能力が十分でない。
 ② 成年後見人等選任の申立てを行う配偶者及び二親等以内の親族がいない。

※ その他、市長が本人の福祉のため必要と認めた場合も対象

【実績】

(1) 広島市長の申立て件数

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
高齢者	18	20	28	28	28	19
知的障害者	2	2	3	3	2	1
精神障害者	3	2	3	7	0	1
合 計	23	24	34	38	30	21

※ 25年度は11月末現在

(2) 広島市長の申立てに係る成年後見人等の職種 (平成24年度 単位：件)

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	市社協	合計
高齢者	—	7	16	2	25
知的障害者	—	—	2	—	2
精神障害者	—	—	—	—	—
合 計	—	7	18	2	27

※高齢者の件数が28とならないのは、被後見人死亡による取下げ3件があるため

2 成年後見人等への報酬の支払い助成

【対象者】 広島市内に居住し、次のいずれかに該当する人（報酬助成の申請時点）

- ① 生活保護を受けている。
 ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている。

- ③ 収入・資産等の状況から上記①、②と同等の状態であると認められる。

※ 成年後見人等が被後見人等の親族の場合は対象外。

【助成額】 家庭裁判所が決定する成年後見人等への報酬相当額を、在宅期間は月額2万8千円、

入院・入所期間は月額1万8千円を上限に助成する。

【実績】

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
高齢者	0	1	2	4	11	13
知的障害者	0	0	0	0	1	2
精神障害者	0	0	2	3	4	3
合計	0	1	4	7	16	18

※ 25年度は11月末現在

3 広島市社会福祉協議会による法人後見の実施 (平成23年10月開始)

福祉サービス利用援助事業「かけはし」と成年後見制度が途切れなくなつていくよう、同協議会が法人後見を実施し、成年後見制度の受け皿となる。

(受任件数：H23年度0件、H24年度3件、H25年度(11月末現在) 3件)

今後の成年後見制度の利用等の見込み

別紙 1	成年後見関係事件の申立件数推移 (広島県 過去 5 年)
別紙 2	広島市の認知症 (Ⅱ a 以上) の人数
別紙 3	成年後見被後見人等の年齢別件数 (広島県 過去 5 年)
別紙 4	広島市における 7 5 歳以上の人数 (推計)
別紙 5	成年後見人等と本人の関係別件数 (中国 5 県 平成 2 4 年)
別紙 6	成年後見人等と本人の関係別件数 (広島県 過去 5 年)
別紙 7	弁護士、司法書士、社会福祉士の数 (中国 5 県 平成 2 4 年 3 月末現在)

市民後見人の育成・活用に関する懇談会における検討内容

- 市民後見人は、今後、成年後見等の業務を担う者として期待される。
しかしながら、成年後見等の業務を担う者としては、親族・各種士業等が存在しており、市民後見人が成年後見等の業務を行う者の全てではない。
- 成年後見人等は、家庭裁判所が適任と認めた者を職権で選任する。
市から候補者を推薦したとしても、家庭裁判所の判断により、候補者以外の弁護士、司法書士、社会福祉士(各士会が家庭裁判所に登録名簿を提出)等が選任されることもある。
- 市民後見人を育成するにあたっては、市民後見人の担い手となりうる者の特質と果たすべき役割とを整理する必要がある。

1	市民後見人の必要性・意義について
(1)	なぜ、市民後見人が必要なのか。
(2)	市民後見人の育成に向けた取組を行うことの意義は何か。



2	市民後見人を必要とする人について
(1)	市民後見人を必要とする人はどういう人か。



3	市民後見人の役割を担う人について
(1)	市民後見人の担い手として期待される人は誰か。
(2)	市民後見人に必要な資質・能力は何か。 それは、どのようにすれば身に付けることが可能か。
(3)	市民後見人として必要な資質・能力を身に付けた人がいた場合に、裁判所から成年後見人等として選任されるためには、どのような要件を満たす必要があるか。



4	市民後見人の育成・活用に向けた課題と対応について
(1)	市が行う市民後見人の育成は、直ちに裁判所からの選任につながるのか。 つながらない場合、市が市民後見人の育成を行うにあたって、当面目指すべき目標は何か。
(2)	上の目標を念頭に置いた上で、市民後見人を育成するためには、どのような研修が必要か。

〈具体的な検討内容〉

1 市民後見人の必要性・意義

(1) なぜ、市民後見人が必要なのか。

- 2025 年までに、団塊の世代（1947～1949 年生まれ）が後期高齢者（75 歳）となり、被後見人となる人が大幅に増加する見込み。
- 親族後見の減少と、専門職が後見等を行うことにも限界があること。

(2) 市民後見人の育成に向けた取組を行うことの意義は何か。

- 成年後見の担い手を増やすこと。
- 身近に被後見人等を支える者を増やすことにより、
 - ・ 被後見人に寄り添った親身な支援
 - ・ 地域に根差したきめ細かい支援
 - ・ 時間に融通がきくため、臨機応変な対応が期待できる。
- 認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者に対する理解を深めることになり、
 - ・ 市民の共助の精神の醸成
 - ・ 市民の社会貢献意識の高揚
 - ・ 市民主体の福祉活動の推進を期待できる。
- 他に考えられる意義はあるか。

2 市民後見人を必要とする人について

(1) 市民後見人を必要とする人はどういう人か。

- 市民後見人が必要となるのは、以下に該当する人が考えられる。
他に考えられる人はいるか。

【支える人の問題として】

- ・ 身寄りがいない 又は
- ・ 身寄りがあつたとしても疎遠又は後見を行う意思若しくは能力がない

【支えてもらう理由として】

- ・ （〈支える人の問題〉があるとの前提のもとに）
- ・ 専門職に委ねるための費用を支払うことが困難
- ・ 専門職に委ねるほどの複雑な支援を要しない

3 市民後見人の役割を担う人について

(1) 市民後見人の担い手として期待される人は誰か。

- 次の人を想定しているが、他に考えられる人はいるか。
また、特に担い手として期待される人は誰か。

【市民後見人となることに関心を持つと考えられる人】

- ・ 認知症サポーター (約 3 万人)
 - ・ 認知症アドバイザー (約 350 人)
 - ・ 福祉サービスマン利用援助事業 (かけはし) 支援員 (市社協)
 - ・ 地区ボランティアバンク登録者 (地区社協)
 - ・ 民生委員・児童委員 (1,964 人 (定数))
 - ・ 親族を介護している家族
 - ・ 親族の成年後見等を行ったことがある人
- 【後見等を行うための時間があると考えられる人】**
- ・ 退職した団塊世代
 - ・ 育児が終わった女性

(2) 市民後見人に必要な資質・能力は何か。

それは、どのようにすれば身に付けることが可能か。

【必要な資質・能力】

- 次の資質・能力を必要と考えているが、他に考えられる必要な資質・能力はあるか。
 - ・ 市民後見人の役割の認識
 - ・ 市民後見人としての倫理
 - ・ 成年後見制度に関する知識 (制度概要、市の利用支援事業など)
 - ・ 成年後見等の実務に関する知識 (後見等開始申立手続、契約実務など)
 - ・ 支援対象者の障害 (認知症・知的障害・精神障害) への理解
 - ・ 地域福祉の知識

【習得方法】

- 必要な資質や能力は、講座の受講のみで可能か。それとも実務経験が必要か。

(3) 市民後見人として必要な資質・能力を身に付けた人がいた場合に、裁判所から成年後見人等として選任されるためには、どのような要件を満たす必要があるか。

- 市から候補者を推薦するだけで十分か。その他、市が行うことが望ましいことはあるか。

4 市民後見人の育成・活用に向けた対応について

(1) 市が行う市民後見人の育成は、直ちに裁判所からの選任につながるのか。

つながらない場合、市が市民後見人の育成を行うにあたって、当面目指すべき目標は何か。

- 現在、広島家庭裁判所からの選任実績がない。広島市が、3(3)を行うことで、家庭裁判所は直ちに選任することになるのか。
- 当面目指すべき目標として、次のものを考えているが、他に考えられる目標はあるか。
 - ・ 親族後見の担い手の増加
 - ・ 法人後見に携わる人の増加

(2) 上の目標を念頭に置いた上で、市民後見人を育成するためには、どのような研修が必要か。